

一般社団法人日本液浸コンソーシアム会員規程

第1条 一般社団法人日本液浸コンソーシアム（The Japan Consortium of immersion cooling）は、法人定款第5条に定める会員制度および年会費について、下記のよう

に定める。

（年会費および会員の規定）

第2条 当法人の会員は、以下に定める5種とし、「個人会員」をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員と定義する。

- （1） 個人会員：年会費は無料とする。当法人の目的に賛同し理事の推薦を得て入会した個人であって、当法人の活動を支援する上で入会が特に必要であると理事会が認めた個人が該当する。
- （2） 賛助個人会員：年会費48万円とする。当法人の目的に賛同し、その事業を共創するために入会した企業組織及び団体が該当する。
- （3） 賛助法人会員：年会費は48万円とする。当法人目的に賛同し、その事業を共創するために入会した企業組織及び団体が該当する。
- （4） 協賛会員：年会費は無料とする。当法人の目的に賛同し、これを支援する自治体や公益財団等の組織及び組織に所属する職員個人が該当する。
- （5） アカデミア会員：年会費は無料とするが、無給で当法人の事業活動を援助するものとする。当法人の目的に賛同し、これを支援する学校法人及びそこに所属する教職員が該当する。

（法律上の社員に関する定義）

第3条 法人定款第5条に定める通り、本制度が定める「個人会員」をもって一般社団法人に関する法律上の社員であると定義する。それ以外の会員枠については、法律上の社員ではないため、社員総会の議決権を有しない。

（会員資格の年度設定とその更新）

第4条 当法人の会員資格制度の年度設定は、定款に定める事業年度（毎年1月1日から12月31日）に準じたものとする。ただし、入会時期についてはこの限りではない。

第5条 2. 協賛会員およびアカデミア会員は、毎年4月1日から翌年3月31日までを会員資格とし、会員資格末日までに会員から書面による申し出がない限り、

会員資格を自動継続するものとする。

3. 賛助会員の年度中の入会に関しては、1～3、4～6、7～9、10～12月の4半期割(12万円/四半期)にて年会費を請求する。初回入会時には入会手続き登録料5万円を年会費と併せて請求する。
4. 年会費の払込みは、原則として請求から2週間以内までとする。
5. 納入経費はいかなる理由があっても返還しない。

(会員情報の審査)

第6条 会員の入会にあたっては、入会時にその情報を理事会において審査することを必要とする。

2. 入会後の会員情報については、理事会において定期的な審査を行い、適切な会員情報の把握に努めるものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が以下のいずれかに該当する場合、その会員資格を喪失するものと定める。

- (1) 退会届が提出されたとき(退会の通知がなされたとき)
- (2) 犯罪や不正行為等により、会員として相応しくないと理事会において判断されたとき
- (3) 個人の場合には、本人が死亡または失踪宣言をうけたとき
- (4) 個人および法人を問わず会員が破産したとき
- (5) 次年度の年会費を滞納し、催告をしたにもかかわらず合理的な期間内に支払をしないとき
- (6) 当法人から除名決議が出されたとき
- (7) 定款に反したとき

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会における協議および決議により行うことができる。

附則

1. この規程は、2025年6月2日から施行する。